

熊本市公園地域パートナー事業実施要綱

制定 平成21年12月22日市長決裁
改正 平成26年3月31日市長決裁
平成28年3月30日都市建設局長決裁
平成30年4月1日土木部長決裁
令和3年3月2日土木部長決裁
令和3年4月1日土木部長決裁
令和4年3月28日土木部長決裁
令和5年4月1日花とみどり協働課長決裁
令和5年11月1日花とみどり協働課長決裁
令和7年3月31日花とみどり協働課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理する公園及び緑地(以下「公園」という。)の良好な環境を保全するとともに、地域コミュニティの構築及び住民の地域に対する愛着を深めることを目的として、自治会、校区自治協議会その他の地域団体又はこれらにより構成された団体(以下「自治会等」という。)と公園の維持管理について委託契約及びボランティア協定を締結する事業(以下「公園地域パートナー事業」という。)を実施するための必要事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 公園地域パートナー事業の対象区域は、市が管理する公園区域とする。

(委託対象業務)

第3条 公園地域パートナー事業の対象とする業務は、次のとおりとする。ただし、第3号に示す業務を実施するときは、市担当者と事前に協議を行うものとする。

- (1) 草刈り
- (2) 中低木の剪定
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当該公園の維持管理のため必要な事項

(申請)

第4条 公園地域パートナー事業の実施を求めようとする自治会等は、市長との事前協議を行った上、公園地域パートナー事業実施申請書及び計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならないものとする。

(ボランティア協定の締結)

第5条 市長は、前条の規定により提出された計画(以下「事業実施計画」という。)を適当と認めるときは、事業実施計画に記載された予定業務のうちボランティアで行うものについて、様式第2号により、ボランティア協定を締結するものとする。

(委託契約)

第6条 市長は、事業実施計画を適当と認めるときは、事業実施計画に記載された予定業務のうちボラン

ティア協定以外のものについて、仕様書等を提示し、様式第3号により、自治会等と委託契約を締結する。

(積算及び契約方法)

第7条 委託契約の積算は、市の積算基準に基づいて行うものとし、委託契約に係る業務を実施する上で必要な費用を算出する。ただし、第5条によるものについては、積算の対象から除くものとする。

2 契約に先立ち、市から自治会等に見積依頼を行い、自治会等は見積書(様式第4号)を提出するものとする。

(着手時提出物)

第8条 自治会等は、委託契約に係る業務に着手したときは、着手届(様式第5号)を提出するものとする。

(完了時提出物)

第9条 自治会等は、委託契約が完了したときは、完了届(様式第6号)、業務実施報告書(様式第7号)、作業参加者名簿(様式第8号)、及び写真(様式第9号)を提出するものとする。

(完了検査)

第10条 市長は、前条の完了届の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

(委託料の支払)

第11条 市長は、自治会等から請求書(様式第10号)の提出を受けたときは、提出を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(事故の場合の対処)

第12条 委託契約に係る業務を実施中に事故等が発生した場合、自治会等は速やかに市担当者へ報告を行うものとする。報告を受けた市担当者は内容の審査を行い、必要に応じて、市が加入する傷害保険・賠償責任保険に請求手続き等を行うものとする。

2 ボランティア協定に係る業務に当たっては、自治会等は、熊本市ボランティア活動保険の対象団体となるため、事故が発生した場合、「熊本市ボランティア活動保険実施要綱」に定める事故報告に係る書類を提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年()年) 月 日

熊本市長(宛)

住 所
 団体名
 氏名

公園地域パートナー事業実施申請書及び計画書

公園地域パートナー事業の実施をしたいので申請します。また、事業の実施に関し、下記のとおり計画書を提出します。

記

事業実施計画書

予定業務	委託業務	時 期	業 務 内 容
		年 月	除草・集草、積込運搬
		年 月	除草・集草、積込運搬
		年 月	除草・集草、積込運搬
	ボランティ ア業務	年 月	除草・集草
公園名			
除草実施面積	除草面積	m2()	m2 × ()回)
実施期間	年()年) 月 日 ~ 年()年) 月 日		
ごみ処分方法	市での回収 ・ 処分場搬出(搬出先:) <small>※堆肥化等特別な処理をご希望の場合は市にご相談ください。</small>		
業務実施 予定人数	人()人 × ()回)		

※活動区域図添付

様式第2号(第5条関係)

熊本市公園地域パートナー事業に関するボランティア協定書

熊本市(以下「甲」という。)及び_____ (以下「乙」という。)は、熊本市公園地域パートナー事業実施要綱第5条に基づき、次のとおりボランティア協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、公園地域パートナー事業実施申請書及び計画書(様式第1号)に記載された予定業務のうちボランティアで行うものについて必要な事項を定めるものとする。

(協定の有効期間)

第2条 この協定の有効期間は、協定締結日から 年(年) 月 日までとする。

(対象区域)

第3条 このボランティア協定の業務実施区域は次のとおりとする。

(1) 活動区域

(業務の内容)

第4条 甲及び乙は、次に掲げる業務を実施するものとする。

業務の内容は、公園地域パートナー事業実施申請書及び計画書(様式第1号)における、ボランティア業務のとおりとする。

(役割分担)

第5条 前条に定める業務の役割分担は次のとおりとする。

(1) 甲の役割

ボランティア清掃で集積されたゴミの回収

(2) 乙の役割

公園地域パートナー事業業務委託で実施する年3回以外の除草

清掃業務、回収したゴミの分別

公園のパトロール(破損箇所等のお知らせ)

(安全の確保)

第6条 乙は、甲の安全指導に従い、事故等が発生しないよう責任を持って安全対策を行うものとする。

2 ボランティア協定に係る業務に当たっては、自治会等は、熊本市ボランティア活動保険の対象団体となるため、事故が発生した場合、「熊本市ボランティア活動保険実施要綱」に定める事故報告に係る書類を提出するものとする。

(情報共有の体制)

第7条 業務の円滑な進行を担保するために、甲及び乙は、相互にコミュニケーションを図り、互いの持つ業務に関する情報を共有しながら進めるものとする。

(公開の原則)

第8条 この協定をはじめとして、業務に関する事項は公開を原則とする。

(問題発生時の体制)

第9条 甲及び乙は業務実施に際して問題が生じた場合には、速やかに情報共有を行い、その解決に向けて協議し、迅速に対応しなければならないものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

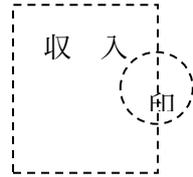
年(年) 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長

印

乙 住所
団体名
氏名

印



公園地域パートナー事業委託契約書

1 委託業務名

2 履行場所

3 履行期間 自 年(年) 月 日
至 年(年) 月 日

4 委託料の額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円-)

5 委託業務内容 別冊の仕様書及び図面のとおり

6 契約保証金 免除(熊本市契約事務取扱規則第22条第2項第 号による)

上記委託業務について、委託者 熊本市と受託者_____とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年(年) 月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長

印

受託者

印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書及び図面(以下「設計図書」という。)に従い、この契約を履行しなければならない。

2 設計図書に明示されていないもの又は設計図書に交互符号しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

(業務の着手)

第4条 受託者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受託者は、業務に着手したときは、遅滞なく書面をもってその旨を委託者に通知しなければならない。

(調査職員)

第5条 委託者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

(1) 業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

3 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合において、調査職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(現場責任者)

第6条 受託者は、業務の履行について管理を行う現場責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(業務の変更、中止)

第7条 委託者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第8条 受託者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して決める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 受託者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、委託者に直ちに報告しなければならない。

(事故の場合の対処)

第10条 受託者は、業務の履行について作業従事者に事故等が発生したときは、委託者に直ちに報告しなければならない。

(検査)

第11条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(業務委託料の支払)

第12条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(前金払の支払)

第13条 受託者は、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような場合は、地方自治法施行令第163条及び熊本市会計規則第37条の規定に基づき、その全額までについて前金払の支払を委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があり、その必要を認めるときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第14条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(以下「遅延利息の率」という。)を乗じて計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき事由により、第12条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

(受託者の解除権)

第16条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 天災その他避けることのできない特別の理由により、契約の履行が不能になったとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

(紛争の解決)

第17条 この契約書に定める事項について委託者と受託者の間に紛争を生じたときは、委託者と受託者の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、委託者と受託者とが双方平等に負担するものとする。

(補則)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

様式第4号(第7条関係)

見 積 書

年(年) 月 日

熊本市長 (宛)

委託業務名

履行場所

受託者 住 所

団体名

氏 名

見積金額 _____ 円

見 積 内 訳

公園名 内容	面積	回数	総数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接委託費							
	諸経費		1	式			
委託価格計							

※見積金額は希望契約額の _____ 分の 100 に相当する金額です。

※前払いの必要性(無 ・ 有 円)

業務実施報告書

受託者 住 所
 団体名
 氏 名

委託業務名:

履行期間 : 年(年) 月 日から 年(年) 月 日まで

業務内容 : 除草(m2×3回)

【委託業務】

年月日	活動内容(実施した業務に□チェックを付けてください。)	人 数	備 考
	<input type="checkbox"/> 除草・集草 <input type="checkbox"/> 剪定 <input type="checkbox"/> その他() 安全訓練(<input type="checkbox"/> 安全作業手引きの読み合わせ <input type="checkbox"/> 草刈り機講習) <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 除草・集草 <input type="checkbox"/> 剪定 <input type="checkbox"/> その他() 安全訓練(<input type="checkbox"/> 安全作業手引きの読み合わせ <input type="checkbox"/> 草刈り機講習) <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 除草・集草 <input type="checkbox"/> 剪定 <input type="checkbox"/> その他() 安全訓練(<input type="checkbox"/> 安全作業手引きの読み合わせ <input type="checkbox"/> 草刈り機講習) <input type="checkbox"/> その他()		

【ボランティア業務】

年月日	活動内容(実施した業務に□チェックを付けてください。)	延べ 日数	延べ 人数
	<input type="checkbox"/> 除草・集草 <input type="checkbox"/> 剪定 <input type="checkbox"/> その他()		
	年間パトロール (<input type="checkbox"/> ごみ拾い・分別 <input type="checkbox"/> 破損、危険個所の通報(遊具、施設) <input type="checkbox"/> その他()		

処分伝票の写し

ここに添付してください

ここに添付してください

ここに添付してください

ここに添付してください

作業参加者名簿

受託者 住 所
 団体名
 氏 名

1	お名前	16	お名前
	電話番号		住 所
2	お名前	17	お名前
	電話番号		住 所
3	お名前	18	お名前
	電話番号		住 所
4	お名前	19	お名前
	電話番号		住 所
5	お名前	20	お名前
	電話番号		住 所
6	お名前	21	お名前
	電話番号		住 所
7	お名前	22	お名前
	電話番号		住 所
8	お名前	23	お名前
	電話番号		住 所
9	お名前	24	お名前
	電話番号		住 所
10	お名前	25	お名前
	電話番号		住 所
11	お名前	26	お名前
	電話番号		住 所
12	お名前	27	お名前
	電話番号		住 所
13	お名前	28	お名前
	電話番号		住 所
14	お名前	29	お名前
	電話番号		住 所
15	お名前	30	お名前
	電話番号		住 所

※住所もしくは電話番号の記載をお願いします。

様式第9号(第9条関係)

写真管理

業務内容: 公園 第 回除草

写真添付	安全訓練 作業者全員参加
写真添付	作業前
写真添付	作業後

請求書

年()年) 月 日

熊本市長 (宛)

受託者 住 所
団体名
氏 名

公園地域パートナー事業()公園)につきまして、契約書第12条の規定に基づき、委託料として下記のとおり請求いたします。

請求金額 _____ 円 (消費税含む)

区分	数量	単位	単価	金額	備考
委託料	1	式			
小計	—	—	—		
消費税	%	—	—		
合計	—	—	—		

[履行期間] 年()年) 月 日 から 年()年) 月 日

[履行場所]

[振込先] [銀行・支店名]

[口座種別]

[口座番号]

[口座名義]